

公印管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の公印の管理・取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の管理及び保管責任者)

第2条 公印は代表理事が管理し、事務局長を保管責任者とする。

(公印の種類)

第3条 公印の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 代表理事印
- (2) 銀行印
- (3) 協会印

(公印の使用)

第4条 公印の保管責任者が、公印を押印する場合は、決裁文書に基づき使用しなければならない。

(公印の登録)

第5条 公印は、別紙様式による公印台帳に登録しなければならない。

- 2 前項の規定による登録は、代表理事が行うものとする。

(公印の新調等)

第6条 公印を新調、改刻又は廃止する必要があるときは、予め代表理事の承認を得なければならない。

(公印の保管)

第7条 公印は、押印する場合のほかは、常に堅牢な容器に収め厳重に保管しなければならない。

- 2 公印は、原則として保管場所以外の場所に持ち出してはならない。

(公印の引継ぎ等)

第8条 公印が改刻等により不要になったときは、保管責任者は、理事に引き継がなければならない。

- 2 理事は、前項の規定により引継ぎを受けた印を、代表理事の承認を経て完全に廃棄又は厳重に保管しなければならない。

(その他)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

| 公印台帳 | |
|--|----------|
| 印名 | |
| 保管責任者 | |
| 主な使用区分 | |
| 印影 | |
| 寸法 | |
| 材質 | |
| 制作年月日 | 平成 年 月 日 |
| 抹消年月日 | 平成 年 月 日 |
| 理事は、改刻等により不要となった印の引き継ぎを受けたときは、斜線で当該印の登録を抹消するものとする。 | |